

春日市公共ます施工管理基準書

平成30年4月

春日市都市整備部下水道課

春日市公共ます施工管理基準書

目 次

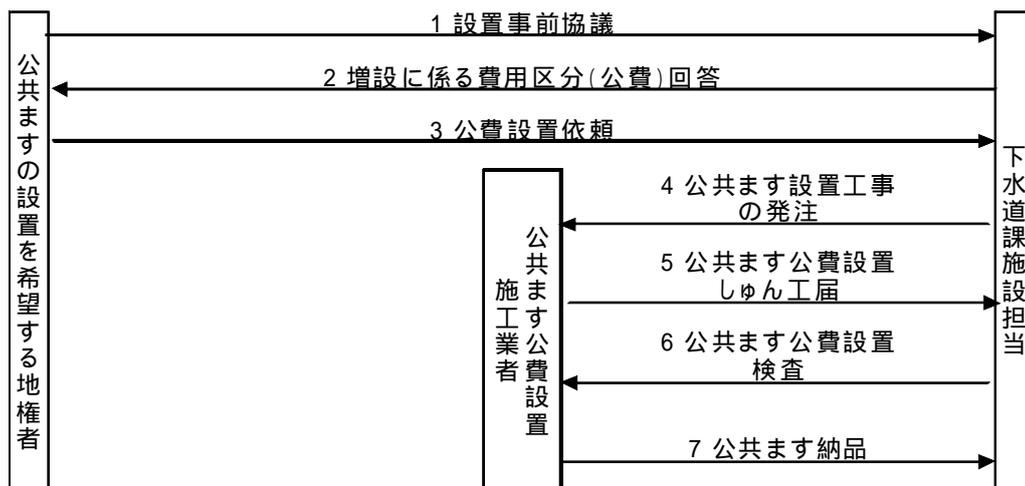
第1編	公共ます設置の事務手続	1
第2編	公共ますの施工基準	2
第3編	公共ますの施工管理	3
第1章	施工計画	
第2章	工程管理	
第3章	出来形管理	
第4章	写真管理	
第5章	段階確認・立会事項	
第6章	材料一覧表	
第7章	安全管理	
第8章	その他注意事項	
第4編	関係書類等様式	7
第5編	参考資料	7

第1編 公共ます設置の事務手続

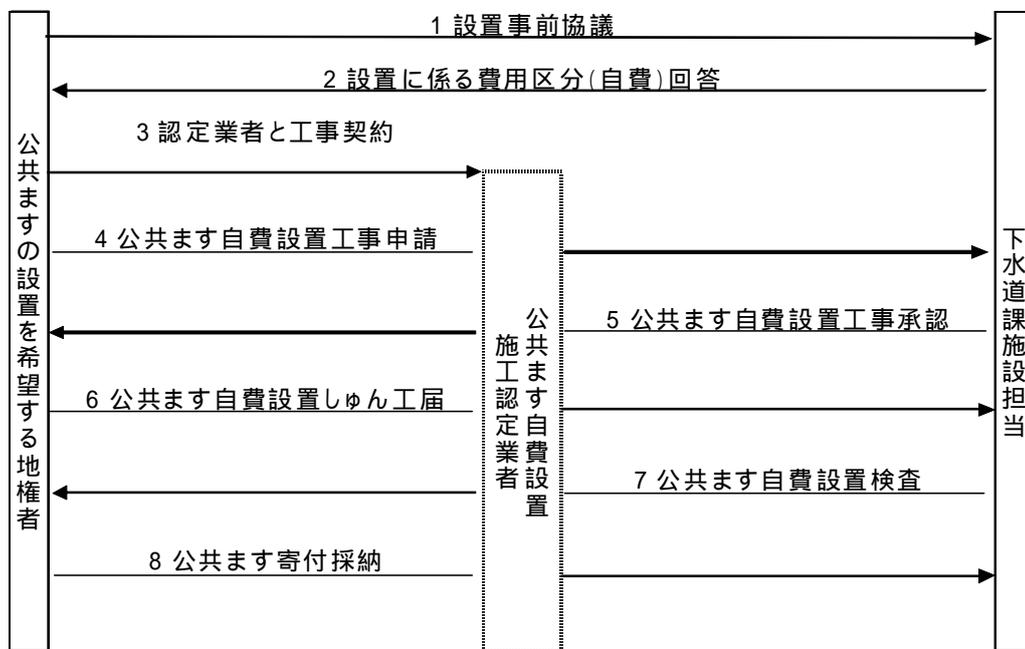
公共ます設置に係る事務手続については、次の公共ます事務手続フローのとおりとする。

公共ます事務手続フロー

(1) 公共ますを公費で設置する場合



(2) 公共ますを自費で設置する場合



なお、公共ますの設置に当たっては、ますの位置、深さ等について地権者又は地権者と契約した宅内排水設備業者と協議すること。

第2編 公共ますの施工基準

公共ますの設置を施工する場合は、次に定める基準によるものとする。

(1) 平面位置

- ア 道路天端高に合わせること。
- イ 側溝のある箇所については、側溝と公共ます防護蓋縁の離隔を50 c m以上確保すること。
- ウ 側溝のない箇所については、道路管理者と事前に協議すること。

(2) 深さ

原則として、道路天端高からインバート上流高までを100 c m以上とすること（ただし、やむをえないと判断される条件があり、下水道課が認めた場合に限り、80 c m以上とすることができる。）又は汚水を排除する土地（以下「当該地」という。）において、春日市下水道条例施行規則（昭和53年規則第11号）第4条第1号イ及びオの基準を満たし、公共ますの位置から当該地の最遠地を考慮した深さとすること。

(3) 取付管の設置

- ア 管径は、原則として150mmであること。
- イ 管勾配は、2%以上であること。
- ウ 管種は、道路管理者の指導によるものとする。

(4) 立上管の設置

- ア 管径は、原則として200mmであること。
- イ 立上角度は、水平と直角であること。
- ウ 管種は、道路管理者の指導によるものとする。
- エ 立上高は、道路天端高から15 c m下げたところとすること。

(5) 内蓋の設置

立上管の立上口に内蓋（取手付のもの）を設置すること。

(6) 防護蓋の設置

- ア 防護蓋を道路天端高に合わせて設置すること。ただし、防護蓋については、春日市が実施する防護蓋検査に合格したものでなければならない。
- イ 防護蓋と立上管の中心を合わせる。
- ウ 防護蓋と立上管の隙間には、砂をよく充填すること。ただし、充填高については、内蓋高より5 c m下げる。

エ 防護蓋は民地側に開くよう設置すること。

(7) 公共ます設置に係る土木工事

舗装切断掘削、土砂掘削、土砂埋め戻し、路盤築造及び舗装打設については、道路管理者と事前協議すること。

また、施工に際しては公共ます施工上の留意点に則り、施工すること。

第3編 公共ますの施工管理

公共ますの施工管理は、以下の項目により構成される。なお、各項目については、福岡県土木部が発行する「土木工事共通仕様書」及び「土木工事施工管理の手引き」並びに（財）下水道新技術推進機構が発行する「下水道土木工事必携（案）」を参考書として作成しているため、記載内容の遵守については参考書を参照していただきたい。

第1章 施工計画

1 目的

施工計画の目的は、工事目的物を完成させるために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等を定めることであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。また、工事の施工性・経済性・安全性を相互に組み合わせた最適施工体制の確立を促すものである。

2 現場代理人

現場代理人は、国土交通省が認定する土木施工管理技師1級若しくは2級又はそれと同等以上の資格を有している者とする。現場代理人は、当該工事現場において、腕章及びヘルメットを着用しなければならない。また、**現場代理人届（第4編参照）**は、工事着手前に提出しなければならない。なお、原則として施工途中において、現場代理人の変更は認めないものとする。

3 関係機関との協議

施工業者は、関係機関との協議を速やかに実施し、効率の良い工事の施工を計画しなければならない。

第2章 工程管理

1 目的

工程管理の目的は、所定の工期内に与えられた工事を完成させることである。また、計画と実施の関係が、常に望ましい状態であることも肝要である。

第3章 出来形管理

1 目的

出来形管理の目的は、工事目的物を定められた基準値内に、出来形を確保することである。

2 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、[出来形管理基準表（第4編参照）](#)によるものとする。

3 管理の実施

施工業者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、実測値から[出来形図面作成例（第5編参照）](#)を参考に出来形図を作成する。なお、出来形図面は適切な管理のもとに保管し、監督員の要請に対し、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。なお、各実測値又は実測値の平均値は、出来形管理基準及び規格値を満足しなければならない。

第4章 写真管理

1 目的

写真管理基準の目的は、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所
の施工状況、出来形寸法、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、
適切な施工管理を図ることである。

2 工事写真の分類と注意事項

(1) 着手前写真及び完了写真

着手前写真及び完了写真は、同じ位置から撮影し、対比できるようにする。

(2) 施工状況写真

各段階における施工機械の稼働状況、人力による施工状況、工事材料の使用状況、指定された工法に対する施工状況、部分的な完了状況等の写真については、その撮影の目的を十分理解し、撮影しなければならない。

(3) 安全管理写真

標識等の設置状況及び交通指導員等の配置状況の写真は、一旦事故が発生した場合は、原因探求資料及び安全管理状況の証明資料にもなるので、設置又は配置状況が変われば、その都度撮影しなければならない。また、必要に応じて夜間撮影も行っておく。

(4) 使用材料写真

施工完了後、寸法や数量が確認できない材料については、現場搬入時に検収写真を撮影しなければならない。なお、検収写真は、寸法確認と数量確認に大別される。

(5) 出来形管理写真

出来形管理写真は、全工事が完成した後に、不可視となる部分の出来形寸法を確認するための写真であるため、被写体の映像及び目盛りを明確に撮影しなければならない。

(6) 災害写真

工事目的物の引渡し前に、天災等で工事目的物、工事現場に搬入済みの工事材料、仮設物、建設機械器具について生じた損害又は第三者に対して注意義務の怠慢や、工事の施工に伴い通常避けることができずに生じた不可抗力的損害においては、災害状況を管理できるよう撮影することが望ましい。

(7) 補償関係写真

工事中の振動による建造物のクラックや、締め切りによる井戸水の枯渇等、工事の施工に起因すると思われる補償問題があらかじめ予想される場合は、想定影響区間より相当広範囲の対象物を事前に撮影することが望ましい。

(8) 段階確認・立会写真

段階確認の写真撮影は、監督員の確認状況並びに該当項目の完了が判断できる写真となるため、黒板には、段階確認を行う種別、細別及び確認項目監督員氏名を記入して撮影しなければならない。

(9) 図面との不一致写真

工事現場においては、設計図面との不一致問題が数多く発生するが、その撮影内容を画一的には決めがたい面があり、かつ、その対策は設計変更となる可能性も高いので、必要に応じて原因、状況又は対策に即した撮影内容を監督員と協議して決定し、撮影しなければならない。

3 工事写真の撮影基準

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は、[撮影箇所一覧表（第4編参照）](#)に示すとおりとする。

(2) 撮影方法

写真撮影に当たり、次の項目のうち必要事項を記入した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ア 工 事 名
- イ 工 種
- ウ 測 点
- エ 設計寸法
- オ 実測寸法
- カ 略 図

なお、小黒板の判読が困難な場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

(3) 写真の規格等

写真の色彩は、カラーとする。写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。工事写真帳は、A4版とする。提出部数は、1部とする。また、原則として電子媒体での提出は、認めないものとする。

第5章 段階確認・立会事項

1 目的

段階確認・立会事項の目的は、適正な工事が施工されているか中間確認することにより、工事完了後の工事目的物に係る瑕疵を未然に防止することである。

2 実施方法

段階確認・立会事項については、必要に応じて実施するものとする。

第6章 材料一覧表

1 目的

材料一覧表の目的は、適正な材料を使用することで、適正な工事目的物を完成させることである。

2 実施方法

材料については、設置申請時に材料一覧表（第4編参照）を提出する。

材料一覧表は公共ますを設置するにあたって使用する材料の製品名・規格・製造業者を記載するものとする。

材料一覧表に記載された材料のうち特殊品及び下水道課が必要と認めた材料については、必要に応じて材料検査を実施するものとする。

第7章 安全管理

1 目的

安全管理の目的は、労働災害の防止、現場周辺の住民や環境、また一般通行人も含めた公衆災害の防止に努めることである。具体的には、昭和47年に労働基準法から独立して立法された労働安全衛生法に基づいて実施することになっており、危険防止基準の確立や事業場内における責任体制の明確化、事業者の自主的な活動の促進等を定めている。さらに、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）その他各種の法令にも準拠する必要がある。

2 安全管理上の留意点

安全管理計画

具体的な安全対策を立案するに当たり、その主要な事項は、次のとおりで

ある。

- ア 安全衛生の管理体制の確立と活動方針
- イ 安全衛生の教育と訓練
 - 当該工事内容の周知徹底
 - 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - 当該工事における災害対策訓練
 - 当該工事で予想される事故対策
- ウ 仮設備工事の安全対策
- エ 工事作業の安全対策
- オ 工事車両の安全対策
- カ 通行車両、歩行者及び沿道物件に対する安全対策
- キ 有資格者等の表示
- ク 現場巡回
- ケ 工事現場における交通事故等の防止

第8章 その他注意事項

自在曲管の使用方法

自在曲管は、上下に約15°ずつ角度の調整ができる曲管として、現在数多く使用されている。しかし、この角度調整については、現場における曲がり角度の微調整を行うものであって、曲がり角度そのものを調整するものではない。

曲がり角度については、15°、30°、45°、60°、75°、90°と決まっているため、詳細な縦断図を作成し、曲がり角度を計算した後、適切な製品を選定することが重要である。また、曲がり角度が15°未満の場合は、低勾配型自在継手を使用する必要がある。

第4編 関係書類様式

- 出来形管理基準表 (表第1号)
- 撮影箇所一覧表 (表第2号)
- 材料一覧表 (表第3号)

第5編 参考資料

- 標準断面構造図 (第1図)
- 出来形図面作成例 (第2図)